

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、高橋ひでとし委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第11号ないし議案第13号、議案第17号ないし議案第25号及び報告第2号の以上17件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。補正予算書21ページを御覧ください。

歳入でございますが、20款1項6目商工費寄附金、ふるさと納税による寄附金が増加したことに伴い、デザイン振興基金寄附金に334万円、産業振興基金寄附金に1千133万円をそれぞれ補正しようとするものでございます。

続きまして、補正予算書29ページです。歳出ですが、寄附金の増額による歳入の補正に伴い、7款1項2目工業振興費、デザイン振興基金積立金及び産業振興基金積立金につきまして、それぞれ歳入と同額を補正しようとするものでございます。

続きまして、下段となります。光熱水費の価格高騰に伴い、5目工芸センター費、施設管理費に52万円、6目工業技術センター費、施設管理費に91万7千円をそれぞれ補正しようとするものでございます。

続きまして36ページ、債務負担行為（追加分）についてでございます。下から3段目、旭川市企業情報提供サイト管理運営等業務委託料につきまして、本年度中に契約事務を行う必要がありますことから、期間を令和6年度、限度額を183万2千円といたしまして債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第3号、令和5年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

補正予算書44ページになります。歳入、4款1項1目寄附金でございます。ふるさと納税や企業からの寄附金が増加したことに伴い、寄附金に2億5千470万4千円を補正しようとするものであり、同じく歳出、1款1項1目、総務管理費の旭山動物園施設整備基金積立金に歳入と同額を補正しようとするものでございます。

次のページ、債務負担行為についてでございます。いずれも本年度中に契約事務を行う必要がありますことから、園内管理及び案内業務委託料につきましては、期間は令和6年度から7年度、限度額を1億9千779万7千円、売改札・団体受付業務委託料につきましては、期間は令和6年度から7年度、限度額を8千376万5千円、令和6年度分旭山動物園維持管理業務等委託料につきましては、期間は令和6年度、限度額を3千993万7千円とし、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

以上よろしくお願いたします。

○菅原観光スポーツ交流部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算の観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の20ページを御覧ください。歳入であります。20款1項2目総務費寄附金の国際交流活動基金寄附金300万円及び8目教育費寄附金のスポーツ振興基金寄附金560万9千円の増額でございます。これらはふるさと納税による寄附金の増加に伴い補正しようとするものであります。

次に、補正予算書23ページを御覧ください。歳出であります。2款1項1目一般管理費の国際交流活動基金積立金300万円及び、10款6項1目保健体育総務費のスポーツ振興基金積立金560万9千円の増額でございます。これは寄附金の増加に伴うもので、歳入と同額を積み立てるために補正しようとするものであります。

続きまして、補正予算書の36ページを御覧ください。債務負担行為（追加分）についてであります。下から2段目にありますカムイスキーリンクス第5リフト実施設計業務委託料について、カムイスキーリンクス第5リフト改修に向けた実施設計を行うため、その委託料4千483万2千円について、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次にその下、旭川市総合体育館指定管理料について、限度額を6億6千651万円とし、令和6年4月1日から5年間の複数年契約で行うため、その指定管理料について債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上が、観光スポーツ交流部所管の補正予算でございます。

続きまして、指定管理者の指定1件について御説明を申し上げます。

議案書の議案第17号についてであります。こちらは地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするもので、旭川市総合体育館の指定管理者に公益財団法人旭川市スポーツ協会を指定し、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間、その管理を行わせようとするものであります。指定管理者の選定につきましては、旭川市総合体育館条例の規定に基づき、公募することなく特定の者に申請書等の提出を求めて審査を行い、選定したところでございます。

以上が、観光スポーツ交流部所管分の指定管理者の説明となります。よろしく願いいたします。

○加藤農政部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書29ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農産園芸振興費、右の説明欄にありますけれど、スマート農業・省力化技術導入支援費3千540万2千円につきましては、物価高騰、労働力不足や経営規模の拡大などに対応するため、GPSガイダンス・自動操舵システムのほか、今回は新たに水管理システムの導入を支援し、作業の省力化、効率化等を図ろうとするものであります。財源につきましては、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。なお、実施に当たりましては、全額、令和6年度に繰り越すものでございます。

次にその下、農業振興基金積立金100万1千円であります。今年度、農業の振興を目的とする寄附金をいただくことから、農業振興基金に寄附金を積み立てるため補正を行うものです。

次に、その下にあります水田機能向上作物乾燥調製施設整備費930万円につきましては、転作作物ローテーションに対応するため、JAと地域が、連携した調製作業を実施することができるよう乾燥調製施設の整備を支援しようとするものでございます。なお、財源につきましては、全額、

北海道の地域づくり総合交付金となっております。

さらに、その下になります施設園芸生産基盤緊急支援費133万6千円につきましては、施設園芸の生産基盤を確立するため、高温障害による収量減のリスク対応のため、資材の導入について緊急的に支援しようとするものであります。財源につきましては、全額、北海道の施設園芸生産基盤緊急支援事業費補助金となっております。なお、実施に当たりましては、全額、令和6年度に繰り越すものでございます。

次に、同ページの6款2項林業費、1目林業振興費、21世紀の森施設基金積立金450万8千円につきましては、寄附金の増加に伴いまして、歳入と同額を補正しようとするものでございます。

次に、補正予算書4ページに戻りまして、繰越明許費補正を御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、経営体育成支援費2千866万5千円につきましては、経営体が融資を活用し農業用機械等を導入する場合において、補助金を交付するに当たり、年度内の執行が困難な経営体について、令和6年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

その下、スマート農業・省力化技術導入支援費及び施設園芸生産基盤緊急支援費につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、追加補正する額の全額を繰り越すものであります。

最後に、補正予算書6ページ、第3表、債務負担行為補正（追加分）を御覧いただきたいと思っております。6段目、市有林（江丹別地区）皆伐ほか業務委託料2千4万1千円でございますが、本年度中に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

7ページになります。表の二つ目の変更分を御覧ください。3段目、道営土地改良事業（東1地区農地整備事業）地元負担金及び、4段目、道営土地改良事業（忠別南地区農地整備事業）地元負担金につきましては、北海道の事業計画変更に伴いまして、期間を変更しようとするものでございます。

続きまして、条例の制定について御説明を申し上げます。議案第12号、旭川市農業振興基金条例の制定についてであります。本条例は、農業者等に対する安定した支援を目的に、あさひかわ応援寄附金等の寄附金を活用し、農業の振興に必要な事業の財源に充てるため、基金を設置しようとするものでありまして、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、農政部所管分についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○中野建築部長 令和6年第1回定例会提出議案のうち、建築部所管分について説明いたします。

初めに、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、債務負担行為補正（追加分）についてであります。補正予算書5ページ下段の第3表（追加分）のうち、6ページの上から7番目、市営住宅団地施設賠償責任保険料は、限度額が58万6千円及び7ページ、第3表（追加分）の最後になりますが、令和6年度分施設維持管理業務等委託料のうち、市営住宅に関わる緊急通報機器保守管理業務委託など3件の契約については、限度額が合計3千206万9千円であります。いずれも本年4月を履行開始とし、本年度内に入札手続を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものであります。

建築部に関わる補正予算の概要については以上であります。

続いて、議案第11号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。建築部が所管する改正内容は2点であり、1点目は、本年4月1日付で、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行規則の題名が変更となりますことから、それらの題名を変更し

ようとするものであります。

2点目は、本年4月1日に施行される建築基準法施行令の改正により、既存建築物の大規模の修繕及び模様替えについて、その敷地が道路に接する義務を免除できる認定制度が新設されますことから、その認定手数料を追加しようとするものであります。施行日は、いずれも令和6年4月1日を予定しております。

続いて、議案第13号、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、昨年12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、放置すれば特定空家になるおそれのある空き家が新たに管理不全空き家と位置づけられたほか、特定空家等の所有者等に対する報告徴収規定が追加されたことから、必要な規定を整備するものであります。施行日は公布の日を予定しております。

続いて、報告第2号、専決処分の報告についてであります。本件は、名義人及びその連帯保証人を相手方とした建物明渡し等請求事件に係る訴えの提起であります。名義人は、長期にわたり市営住宅の家賃を滞納しており、市営住宅の適正な管理運営に重大な支障を来していたため、市営住宅の入居許可を取り消し、明渡しを請求しておりましたが、これに応じないことから、名義人に対しては市営住宅の明渡しを、名義人及び連帯保証人に対しては滞納家賃及び市営住宅の明渡しまでの間の損害金の支払い並びに訴訟費用の負担を請求するものであり、その判決及び仮執行の宣言を求める訴えの提起について、本年1月24日に専決処分したものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。建築部に関わる議案は以上でございます。

○太田土木部長 令和6年第1回定例会提出議案のうち、土木部に関連がございます議案について御説明させていただきます。

まず初めに、議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきまして、土木部所管事業の主な概要を御説明させていただきます。お手元の旭川市一般会計補正予算書の29ページを御覧ください。29ページの下段でございます、8款2項1目道路橋りょう総務費のうち、人や街にやさしいあかり環境推進費1千293万円につきましては、街路灯の省エネ灯設置の進捗を図る費用であり、街路灯設置補助金の一部に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するため追加補正するものでございます。全額、令和6年度に繰り越し、実施しようとするものでございます。

ページをめくっていただきまして、30ページとなります。8款2項2目道路橋りょう維持費のうち、除雪費2億7千101万6千円につきましては、今年度の降雪状況が昨年末の時点で平年値を上回る降雪量、積雪深を観測しており、圧雪が厚くなり道路脇や交差点の雪山が大きくなったため、排雪量が当初の見込みを大きく上回っております。このため、今後例年並みの降雪量で推移しても2月中には予算不足となるということが想定されることから、市民生活及び経済活動に影響を与えないよう、良好な道路環境を維持するため、継続した排雪の実施に必要な費用を補正しようとするものでございます。同じく、雪対策基金積立金1千831万円につきましては、寄附受納額の増加に伴う積立金の増加のため、追加補正をしようとするものでございます。

次に、8款2項3目道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう整備費2億9千965万4千円のうち、2億9千906万円につきましては、国の補正予算に伴う橋梁修繕及び通学路整備に係る補正

額を令和6年度に繰り越し、実施しようとするものでございます。また、残り59万4千円につきましては、令和4年度に交付金を活用して実施した橋梁修繕工事において発生した防護柵などの売払いで得た収益に対しまして、精算後の交付金に償還が生じたため、追加補正をしようとするものでございます。

次に、8款5項3目緑地公園費の都市計画公園整備費4千605万6千円のうち、4千600万円につきましては、国の補正予算に伴う複数公園の老朽化した遊具改修を行うための費用を令和6年度に繰り越し、実施しようとするものでございます。また、残り5万6千円につきましては、令和4年度に交付金を活用して実施した、遊具更新工事において発生した遊具・外柵などの売払いで得た収益に対し、精算後の交付金に償還が生じたため、追加補正をしようとするものでございます。

同じく、運動公園整備費2千405万円のうち、2千400万円につきましては、国の補正予算に伴う東光スポーツ公園の施設整備を行うための費用を令和6年度に繰り越し、実施しようとするものでございます。また、残り5万円につきましては、令和4年度に交付金を活用して実施した、電源切替え工事により発生したケーブルなどの売払いで得た収益に対し、精算後の交付金に償還が生じたため、追加補正をしようとするものでございます。

同じく、花咲スポーツ公園改修費2万4千円につきましては、令和4年度に交付金を活用して実施した、陸上競技施設の取替えにより発生した踏み切り板などの売払いで得た収益に対し、精算後の交付金に償還が生じたため、追加補正をしようとするものでございます。

次に、ページが飛んで6ページとなります。6ページの第3表、債務負担行為補正（追加分）を御覧ください。表の中段で8行目にございます、雪堆積場解体業務委託料9千981万3千円につきましては、本年4月1日からの業務委託に係る契約について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、その下にございます、道路橋りょう整備費7千400万円につきましては、いわゆるゼロ国でございまして、新成橋の橋梁修繕工事を予定しているところでございます。

次に、その下にございます、道路側溝整備費13億円につきましては、いわゆるゼロ市であり、延長を約6.1キロの道路整備を予定しており、工事の早期発注と平準化を図るため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、その下にございます、都市公園指定管理料66億9千902万円につきましては、都市公園の次期指定管理期間の安定的な管理運営を図るため、令和6年度から令和10年度までの5年間の債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、7ページの第3表最下段にございます令和6年度分施設維持管理業務等委託料8億6千351万5千円のうち、土木部所管分につきましては、総合道路維持管理業務委託ほか2件の委託料として、2億4千861万円の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上が、土木部所管に係る補正予算の概要となります。

続きまして、議案第18号ないし25号までの指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。本件につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、都市公園の指定管理者の指定に関し、議会の議決を得ようとするものでございます。

本市の都市公園は全部で438か所ございまして、現在は非公募1グループ、公募8グループの全9グループに分けて、指定管理者による5か年の管理運営を行っておりますが、その指定管理期

間が今年度で最終年度となっております。そのため、令和6年度以降の次期指定管理者の選定に際しまして、状況の変化などを捉えながら、人件費や光熱水費の高騰を踏まえたコストの縮減や、さらなる公園の利用促進及び利用者の利便性を図るため、カムイの杜公園を非公募から公募グループにするほか、北彩都ガーデンを一つのグループに統合するなど、非公募1グループ、公募7グループの全8グループに再編成したところでございます。

それでは、各グループの内容について、議案順に御説明をさせていただきます。

まず、議案第18号につきましては、都市公園のうち総合公園と運動公園として、東光スポーツ公園、花咲スポーツ公園及び旭橋袂広場ほか6か所の石狩川水系緑地の指定管理者を非公募により、公益財団法人旭川市公園緑地協会に、次に、議案第19号につきましては、都市公園のうち運動公園として、旭川大橋下流右岸広場ほか13か所の石狩川水系緑地、また、街区公園として、宮下通から11条通までなどの中央、豊岡、東光、神居、神楽地区など、市内の中央から東及び南方面エリアに配置されている公園、並びに近隣・地区公園、及び都市緑地として、一部を除き街区公園と同じエリアに配置されている公園の指定管理者を公募により、株式会社旭川公園管理センターに、次に、議案第20号につきましては、都市公園のうち運動公園として、金星橋上流左岸広場の一部ほか8か所の石狩川水系緑地、また、街区公園として字近文各線などの北星、春光、末広、永山、新旭川地区など、市内の北及び西エリアに配置されている公園、並びに近隣・地区公園、及び都市緑地として、一部を除き街区公園と同じエリアに配置されている公園の指定管理者を公募により株式会社旭川公園管理センターに、次に、議案第21号につきましては、都市公園のうち近隣公園として、千代の山公園、西神楽公園、また、地区公園として、東豊公園、新富公園、並びに旭山公園などの特殊公園、及び都市緑地として、オサラッペ川広場の指定管理者を公募により、公益財団法人旭川市公園緑地協会に、次に、議案第22号につきましては、都市公園のうち都市緑地として、カムイの杜公園の指定管理者を公募により、公益財団法人旭川市公園緑地協会に、次に、議案第23号につきましては、都市公園のうち運動公園として、忠別広場ほか11か所の石狩川水系緑地と同緑地に隣接しているパークゴルフ場、並びに近隣公園として、旭神中央公園、及び都市緑地として、永山みず辺緑地の指定管理者を公募によりグリーンテックス株式会社に、次に、議案第24号につきましては、都市公園のうち都市緑地として、突哨山の指定管理者を公募により特定非営利活動法人もりねっと北海道に、最後に、議案第25号につきましては、都市公園のうち、運動公園として、神楽橋下流右岸広場ほか2か所の石狩川水系緑地並びに地区公園として、宮前公園、及び都市緑地として、北彩都プロムナード緑地ほか2か所の指定管理者を公募によりあさひかわ北彩都ガーデン等グループ共同事業体にそれぞれ指定しようとするものでございます。

いずれの議案も管理を行わせる期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としてございます。

以上が、土木部に関連してございます議案の説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○沖本上下水道部長 令和6年第1回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる補正予算2件につきまして、御説明いたします。内容といたしましては、国の補正予算の活用に伴う収入及び支出予算の補正に加え、債務負担行為の設定を行い、併せて関係条文を整備しようとするものでございます。

まず、議案第7号、令和5年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書

55ページを御覧ください。

資本的収入についてでございますが、建設改良費の補正に係る財源といたしまして、企業債で4億5千440万円、国庫補助金で1億3千971万3千円、工事負担金で827万円、他会計出資金で3千284万7千円を増額しようとするものでございます。

次に、資本的支出についてでございますが、国の補正予算を活用し、配水管の更新に関わる費用として、建設改良費、施設整備費で6億3千524万4千円を増額しようとするもので、今回補正する資本的収入のほか、内部留保資金で財源措置するものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、補正予算書56ページを御覧ください。令和6年4月1日を履行期間の初日とする業務委託料の契約事務を令和5年度中に執行するため、給水装置等管理業務委託料で21億105万1千円、配水施設等管理業務委託料で4億5千574万1千円、簡易水道施設運転管理業務委託料で9千991万3千円の限度額を設定し、また、土木部所管の道路側溝整備費の執行等に関連する配水管布設工事費で1億5千500万の限度額を設定しようとするものでございます。

次に、議案第8号、令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の59ページを御覧ください。

収益的収入及び支出についてでございますが、下水道事業費用で、建設改良費の財源として内部留保資金を確保するため、営業費用、処理場費で1千368万6千円を減額し、この減額に伴いまして、下水道事業収益の営業収益、負担金で一般会計負担金を14万円減額しようとするものでございます。

次に、資本的収入についてでございますが、建設改良費の補正に係る財源といたしまして、企業債で1億6千240万円、国庫補助金で2億1千20万円、他町負担金で806万1千円を増額しようとするものでございます。

次に、資本的支出についてでございますが、国の補正予算を活用し、下水管の新設、更新及び処理場施設工事に係る費用として、建設改良費、施設整備費で4億1千100万円を増額しようとするもので、今回補正する資本的収入のほか、内部留保資金で財源措置するものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、補正予算書の60ページを御覧ください。令和6年4月1日を履行期間の初日とする業務委託の契約事務を令和5年度中に執行するため、下水道事業維持管理業務委託料で20億6千665万3千円、給水装置等管理業務委託料で9千976万9千円、水緑施設管理業務委託料で2千781万9千円を限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

第65回旭川冬まつりの開催結果について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ交流部長 第65回旭川冬まつりの開催結果につきまして御報告申し上げます。

第65回旭川冬まつりは、2月7日水曜日から12日月曜日まで、6日間開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止していた冬マルシェやスノーステージなどが復活した4年ぶりのフル開催となりました。今年は、株式会社スクエアエニックスの御協力により、メイン雪像に人気作品ドラゴンクエストシリーズのキャラクター、スライム、ドラキー、竜王に加え、本市のキャラクター、あさっぴー、ゆっきりんも登場した迫力ある雪像デザインとなったほか、市内小学生が、本市と姉妹都市であります韓国水原市とがもっと仲よくなれることを期待して描いたデザインのバルコニー雪像など、雪に親しみ、冬を楽しむ会場をつくり上げました。

4年ぶりに復活した冬マルシェは、本市及び道北の特色ある食や物産を楽しめるグルメゾーンとしてにぎわったほか、HBCラジオ公開録音 in TOSHIBAスノーステージでは、旭川観光大使である、とにかく明るい安村さんなど著名な方々が登場し、来場者を楽しませていただきました。

また、夜は、「旭川冬まつり×ドラゴンクエスト音と光のナイトショー」と題し、大雪像を舞台にドラゴンクエストの音楽に照明を加えた夜のショーを実施し、さらにクラウドファンディング型ふるさと納税により御支援いただいた資金を活用して、毎日花火を打ち上げ、来場された方々に新たな夜の旭川冬まつりを楽しんでいただきました。

観客動員数は9万5千人で、昨年度比では84%増となり、コロナ禍前の第60回開催の動員数には届きませんでした。会期中、天候に恵まれたこと、ドラゴンクエストのキャラクターが旭川冬まつりに初めて参加したこと、また、毎日盛大に打ち上がる花火を中心とした夜のショーなど新たな催しの実施により、多くの市民や観光客が来場され、にぎわいが感じられました。

イベントの開催に当たりましては、陸上自衛隊第2師団を初め、協賛企業、ボランティアの皆様、そして実行委員会の役員として御参画いただきました経済建設常任委員会委員の皆様など、多くの関係する皆様に御支援、御協力を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。今後とも、雪像制作や冬のアクティビティー等の内容の充実を図りながら、国内外に本市の冬の魅力を発信してまいりたいと思います。

以上、冬まつりに関しまして御報告申し上げます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、道路の管理瑕疵による事故に係る損害賠償事務について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 道路の管理瑕疵による事故に係る損害賠償事務について、御報告を申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

初めに、これまでの事務処理といたしまして、道路の陥没や段差による車両等の損傷事故、いわゆる瑕疵事故の損害賠償事務に関する法令等について御説明させていただきます。

地方自治法第96条第13号では、法律上その義務に属する損害賠償の額を定める場合は、議会の議決事件として議会の議決を経ること、また、第180条第1項、第2項では、議決により特に指定したものは市長が専決処分することができ、その場合は議会に報告することとされておりまして、本市では、その額を100万円以下と指定しているところでございます。一方、国家賠償法第

2条では、道路、河川その他の公の営造物の設置または管理に瑕疵があったために他人に被害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずるとされております。ただし、この場合の瑕疵とは、本来備えるべき安全性を欠いている状態をいい、過去の判例では、常に道路を完全無欠の状態にしておかなければ管理に瑕疵があるというのではなく、一般の通行に支障を及ぼさない程度で足りるとされてございます。

本市では、これまで管理瑕疵による事故、瑕疵事故に係る損害賠償金につきましては、部内での意思決定後、保険会社から直接相手側に支払っており、議会の議決事件として議会の議決を経ること、あるいは市長の専決処分事項として、議会に報告することはしておりませんでした。その理由といたしましては、常に道路を良好な状態に保つため、定期的に道路維持パトロールを実施し、異常を発見した場合は速やかに応急措置、補修を行うなど、日常的に適切な維持管理を行っていたことから、損害の発生原因が違法行為等によるものではなく、一般通行に支障を及ぼす管理瑕疵による賠償には当たらないと判断していたことによるものでございます。また、こうした事務処理につきましては、道内主要都市においても判断が分かれているところであり、半数程度が同様の事務処理を行っているなど、全国的にも統一した見解が示されている状況にはございません。しかし、令和6年度からの事務処理に際しまして、近年では損害賠償の額に納得が得られず、調停や裁判に発展するケースが増えており、令和5年第3回定例会では、和解に関する議案を提出しているといった状況も踏まえ、本市では、これまで課題認識もないままに、他都市の事務を参考に従前行われた事務を続けてまいりましたが、今後こうした事件が増加していくことを想定しながら、事務処理の在り方を見直す必要があると判断したところでございます。

そのため、令和6年度からは、より分かりやすい事務処理とするため、市の責任において支払われる金銭は名目にかかわらず、損害賠償のためのものであると事務処理の考え方を改め、損害賠償の額を定める場合は議会の議決を経ること、あるいは市長の専決処分事項として議会に報告するよう、事務処理の在り方を見直すものでございます。

今後も一つ一つの事務を丁寧に行いながら、疑義が生じた場合は遅滞なく見直していくということなどをしっかりと心がけ、常に公正かつ適正で分かりやすい事務執行に努めてまいります。

以上でございます。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

なければ、以上で予定していた議事は全て終了といたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時38分